

福岡県公報

令和 4 年 11 月 29 日
第 353 号

目 次

告 示 (第1009号 - 第1019号)

- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等 (情報政策課) 1
- 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (環境保全課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂 防 課) 4
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂 防 課) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂 防 課) 5
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 6

公 告

- 漁業法及び福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の公開 (漁業管理課) 6
- 大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 7
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 7

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
- 宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開 (建築指導課) 8
- 港湾計画の変更の概要 (港 湾 課) 8
- 臨港地区分区の変更の案の縦覧 (港 湾 課) 9

告 示

福岡県告示第1009号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公示する。

令和 4 年 11 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令 又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）	第14条第1項	令和 4 年 12 月 1 日	経営革新計画に係る承認申請
中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）	第15条第1項	令和 4 年 12 月 1 日	経営革新計画の変更に係る承認申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第3条第1項	令和 4 年 12 月 1 日	福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金交付の申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第1号	令和 4 年 12 月 1 日	福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金の申請内容の変更の承認の申請
福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）	第5条第1項第3号	令和 4 年 12 月 1 日	福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金中止（廃止）申請

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成 5 年大蔵省、農林水産省令第 1 号）	第 7 条第 2 項、第 60 条	令和 4 年 12 月 1 日	信用事業方法書変更届出
---	-------------------	-----------------	-------------

2 情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要しない申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県補助金等交付規則（昭和 33 年福岡県規則第 5 号）	第 13 条	令和 4 年 12 月 1 日	国民健康保険保険者努力支援交付金（事業費分・事業費連動分）の実績報告
福岡県補助金等交付規則（昭和 33 年福岡県規則第 5 号）	第 13 条	令和 4 年 12 月 1 日	国民健康保険保険者努力支援交付金（取組評価分）の実績報告
福岡県補助金等交付規則（昭和 33 年福岡県規則第 5 号）	第 11 条	令和 4 年 12 月 1 日	福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金の遂行状況報告
福岡県補助金等交付規則（昭和 33 年福岡県規則第 5 号）	第 13 条	令和 4 年 12 月 1 日	福岡県食の安全・地産地消対策関係事業費補助金の実績報告
不動産特定共同事業法（平成 6 年法律第 77 号）	第 33 条、第 57 条	令和 4 年 12 月 1 日	不動産特定共同事業等の事業報告

福岡県告示第 1010 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 4 年 11 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定する要措置区域
春日市小倉東一丁目 61 番の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「規則」という。）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置

当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（規則別表第 6 の 1 の項の中欄）

福岡県告示第 1011 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福 岡 県 道	福 岡 早 良 大 野 城 線	福 岡 早 良 大 野 城 線	前	糸島市王丸 300 番 1 先から 糸島市王丸 287 番 1 先まで	12.6 ～ 35.3	74.5
			後	糸島市王丸 300 番 1 先から 糸島市王丸 287 番 1 先まで	12.6 ～ 45.5	74.5

福岡県告示第 1012 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 4 年 11 月 29 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福 岡	飯 塚 大 野 城 線	糟屋郡宇美町貴船五丁目 1460 番 78 先から 大野城市乙金東四丁目 1207 番 18 先まで

福岡県告示第1013号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成25年3月福岡県告示第507号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥田	北九州市門司区奥田四丁目、五丁目及び猿喰（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
畑田	北九州市門司区畑田町、旧門司一丁目及び門司（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田の浦（A）	北九州市門司区田の浦二丁目及び田野浦（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上藤松1丁目（a-a）	北九州市門司区上藤松一丁目及び大里（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西新町2丁目（a-b）	北九州市門司区西新町二丁目（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
永黒1丁目	北九州市門司区永黒一丁目及び奥田一丁目（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大里東5丁目	北九州市門司区大里東五丁目及び大里（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
丸山3丁目	北九州市門司区丸山三丁目及び黒川（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司町-b	北九州市門司区庄司町及び東門司二丁目（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1から9は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1014号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成25年3月福岡

県告示第508号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥田	北九州市門司区奥田四丁目、五丁目及び猿喰（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
畑田	北九州市門司区畑田町、旧門司一丁目及び門司（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
田の浦（A）	北九州市門司区田の浦二丁目及び田野浦（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
上藤松1丁目（a-a）	北九州市門司区上藤松一丁目及び大里（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり
西新町2丁目（a-b）	北九州市門司区西新町二丁目（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり
永黒1丁目	北九州市門司区永黒一丁目及び奥田一丁目（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面6に記載する表のとおり
大里東5丁目	北九州市門司区大里東五丁目及び大里（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり
丸山3丁目	北九州市門司区丸山三丁目及び黒川（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面8に記載する表のとおり
庄司町-b	北九州市門司区庄司町及び東門司二丁目（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面9に記載する表のとおり

備考 別紙図面1から9は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1015号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成28年6月福岡県告示第493号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
東門司2丁目-1	北九州市門司区東門司二丁目（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面10は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1016号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成28年6月福岡県告示第494号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

令和4年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
東門司2丁目-1	北九州市門司区東門司二丁目（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面10に記載する表のとおり

備考 別紙図面10は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1017号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和4年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥田川-4	北九州市門司区大里、奥田四丁目及び奥田五丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流
長谷1丁目-1	北九州市門司区长谷一丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
伊川(1)	北九州市門司区伊川（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
鳴竹2丁目	北九州市門司区鳴竹二丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
寺内4丁目	北九州市門司区寺内四丁目及び寺内五丁目（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑田-1	北九州市門司区畑田町（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑田-2	北九州市門司区畑田町（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑田-3	北九州市門司区畑田町（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
田の浦-1	北九州市門司区田の浦二丁目（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上藤松1丁目-1-1	北九州市門司区上藤松一丁目（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
西新町2丁目-1-2	北九州市門司区西新町二丁目（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
永黒1丁目-1	北九州市門司区永黒一丁目（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
永黒1丁目-2	北九州市門司区永黒一丁目（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
大里東5丁目	北九州市門司区大里東五丁目（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

丸山 3 丁目	北九州市門司区丸山三丁目（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司町 - 2 - 1	北九州市門司区庄司町（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司町 - 2 - 2	北九州市門司区庄司町（別紙図面17に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
庄司町 - 2 - 3	北九州市門司区庄司町（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東門司 2 丁目 - 1	北九州市門司区東門司二丁目（別紙図面19に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東門司 2 丁目 - 3	北九州市門司区東門司二丁目（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
東門司 2 丁目 - 4	北九州市門司区東門司二丁目（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面 1 から 21 は省略し、その図面を北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第1018号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 4 年 11 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長谷 1 丁目 - 1	北九州市門司区长谷一丁目（別紙図面 2 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 2 に記載する表のとおり
鳴竹 2 丁目	北九州市門司区鳴竹二丁目（別紙図面 4 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 4 に記載する表のとおり
寺内 4 丁目	北九州市門司区寺内四丁目及び寺内五丁目（別紙図面 5 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 5 に記載する表のとおり

畑田 - 1	北九州市門司区畑田町（別紙図面 6 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 6 に記載する表のとおり
畑田 - 2	北九州市門司区畑田町（別紙図面 7 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 7 に記載する表のとおり
畑田 - 3	北九州市門司区畑田町（別紙図面 8 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 8 に記載する表のとおり
田の浦 - 1	北九州市門司区田の浦二丁目（別紙図面 9 に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面 9 に記載する表のとおり
上藤松 1 丁目 - 1 - 1	北九州市門司区上藤松一丁目（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面10に記載する表のとおり
西新町 2 丁目 - 1 - 2	北九州市門司区西新町二丁目（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面11に記載する表のとおり
永黒 1 丁目 - 1	北九州市門司区永黒一丁目（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面12に記載する表のとおり
永黒 1 丁目 - 2	北九州市門司区永黒一丁目（別紙図面13に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面13に記載する表のとおり
大里東 5 丁目	北九州市門司区大里東五丁目（別紙図面14に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面14に記載する表のとおり
丸山 3 丁目	北九州市門司区丸山三丁目（別紙図面15に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面15に記載する表のとおり
庄司町 - 2 - 1	北九州市門司区庄司町（別紙図面16に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面16に記載する表のとおり
庄司町 - 2 - 3	北九州市門司区庄司町（別紙図面18に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面18に記載する表のとおり
東門司 2 丁目 - 3	北九州市門司区東門司二丁目（別紙図面20に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面20に記載する表のとおり
東門司 2 丁目 - 4	北九州市門司区東門司二丁目（別紙図面21に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面21に記載する表のとおり

備考 別紙図面 2 から 21 は省略し、その図面は北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第 1019 号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により次のように告示する。

令和 4 年 11 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所
豊前市大字青畑 785、787 の 1、787 の 2、787 の 6、787 の 7
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 131 条第 3 項及び福岡県漁業調整規則（令和 2 年福岡県規則第 62 号）第 48 条第 3 項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

令和 4 年 11 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 不利益処分の根拠となる法令の条項
漁業法第 131 条第 1 項及び福岡県漁業調整規則第 48 条第 1 項
- 聴聞の期日及び場所
令和 4 年 12 月 8 日 14 時 00 分
福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県庁北棟 4 階
海区漁業調整委員会室
- 傍聴の方法
傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。
- 聴聞に関する問合せ先
福岡県総務部行政経営企画課法務係
電話番号 092-643-3028
郵便による場合の宛先
郵便番号 812-8577（福岡県庁）

公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 29 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和 4 年 11 月 11 日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 スーパードラッグコスモス八女本町店
 - 所在地 八女市大字本町字道免 2-114 外 6 筆

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階	株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ゆめモール筑後
- (2) 所在地 筑後市前津字松葉2番1号外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
問題ございません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 アイレックスガーデン
- (2) 所在地 古賀市花見東一丁目1862番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
・意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ライフガーデン新宮中央
- (2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前一丁目5番地3外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見無し

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和4年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市大門字染井ノ前468番6及び1152番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日市天神山七丁目132番地セジュール・アンファン201号

石志 渉悟、石志 未知

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

令和4年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1)第19979号	株式会社ガンツ不動産 代表者 森田 光俊	福岡市東区香椎駅東1-4-1

2 聴聞期日及び場所

令和4年12月7日（水）午後2時

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁7階北棟建築都市部入札室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、三池港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和4年11月29日

三池港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 服部 誠太郎

1 港湾計画の変更の概要

三池港港湾計画（平成12年2月福岡県告示第190号によりその概要を公示し、平成27年10月福岡県公報第3737号等により港湾計画の変更の概要を公告した。）について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 「チ その他計画」の変更

小型船だまり計画

地区名	施設	規模	備考
内港南	泊地	水深2m	
	泊地	水深2.5m	
	防波堤	延長375m	
	物揚場	延長180m	
	小型栈橋	4基	

(2) 「ト 土地利用計画」の変更

地区名	面積（ヘクタール）	用途
内港南	66	工業用地
	7	交通機能用地

(3) 「利用形態の見直しの検討が必要な区域」をチに(3)として追加

地区名	施設	規模	備考
四山	泊地	水深2m 面積4ha	
	航路	水深2m 幅員17m	
	防波堤	延長325m	
	物揚場	水深2m 延長98m	
	小型栈橋	4基	
	船揚場	延長47m	

	埠頭用地	2ha	
--	------	-----	--

2 港湾計画の縦覧の場所

- (1) 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部港湾課
- (2) 大牟田市小浜町24番地1 福岡県南筑後県土整備事務所
- (3) 大牟田市新港町1番地 福岡県南筑後県土整備事務所三池港管理出張所

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき指定した臨港地区内の分区を変更したいので、次のとおり公告し、当該変更に係る分区の案を令和4年11月29日から令和4年12月13日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る分区の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県県土整備部港湾課に意見書を提出することができる。

令和4年11月29日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 変更に係る臨港地区の名称
大牟田市都市計画臨港地区三池港臨港地区
- 2 変更に係る分区の種類
工業港区
- 3 分区を変更する土地の区域
大牟田市新港町及び四山町の各一部
- 4 変更に係る分区の案の縦覧場所
 - (1) 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部港湾課
 - (2) 大牟田市小浜町24番地1 福岡県南筑後県土整備事務所
 - (3) 大牟田市新港町1番地 福岡県南筑後県土整備事務所三池港管理出張所